## 患者さんの権利と責務

平成 17年 12月 28日制定 令和 4年 7月 6日改訂

## 患者さんの権利

- 1 良質の医療を公平に受ける権利があります。
- 2 医療機関を自由に選択する権利及びセカンドオピニオン (別の医師の意見)を求める権利があります。
- 3 自己決定権、つまり自分自身について、自由に決定を下す権利があります。 すなわち、いかなる診断手続あるいは治療であれ、それを受けることを承諾又は拒否する権利があります。
- 4 自己の健康状態、症状、診断、予後及び治療について、十分な情報を得る権利があるとともに、個人情報を守られる権利があります。
- 5 あらゆる場において、自己の尊厳及びプライバシーを尊重される権利があります。
- 6 教育・実習・研究の対象となることを断る権利があります。

## 患者さんの責務

- 1 良質で無駄のない医療を実現するために、医療者と協力して適切な医療を推進してください。医師を始めとする医療者に、ご自身の健康に関する情報をできるだけ正確に提供してください。
- 2 納得できる医療を受けるために、医療に関する説明を聞き、理解した上で検査あるいは治療を受けてください。また、不明な点があれば十分理解するまで質問してください。
- 3 すべての患者さんが適切な医療を受けられるために、本院が定める規則等を遵守し、 他の患者さんの治療や病院職員による医療提供に支障を与えないように配慮し、快適 な療養環境の維持に協力してください。
- 4 当院は教育機関である大学病院であり、可能な範囲で医療人の育成に協力してください。